

委員会視察報告書

委員会名	予算決算常任委員会運営会議・議会運営委員会
視察地	埼玉県川越市
調査項目	ハラスメント防止の取組について
調査目的	ハラスメント根絶条例について
日時	令和6(2024)年6月28日 午前10時30分～正午
場所	川越市役所(埼玉県川越市元町1丁目3番地1)
調査概要	<p>ハラスメント根絶条例設置の経緯</p> <p>平成30年9月議会事務局女性職員から、「議員によるセクハラ・パワハラ行為に対する厳重注意及び再発防止」について、一般質問の昼休み休憩中に、弁護士を通して議長に申入れがあった。その後、代表者会議を開いて議会での対応について協議した。議員と職員の案件であることから議会内での対応だと市民から理解を得られるか疑問視する声があり、委員を3人(男性、女性)とする第三者委員会を設置すること、また、12月定例会開会までに調査結果を出すことを確認した。</p> <p>第三者委員会は16回開催され、対象議員7人、事務局職員全12人にヒアリングを行い、19件中5件をハラスメントに認定した調査結果報告書を11月29日議長に提出した。</p> <p>職員へのアンケートも実施し、常勤2,308人の職員のうちハラスメントを受けた人は154人、その中でも市議会議員からハラスメントを受けた人は10人という結果であった。</p> <p>平成30年12月各会派代表及び正副議長で構成する議員倫理条例策定会議を開催した。平成31年4月に改選があり任期中の議員倫理条例策定は困難なことから、ハラスメントに特化した条例を作成することとなった。</p> <p>条例の特徴</p>

- ・対象を議員と職員に特化している。
- ・研修会開催を義務付けている。
- ・ハラスメントの事実が確認された場合は、該当議員の氏名等の公表を義務付けている。
- ・施行後3年以内の検討等を規定している。

条例制定後に行われた研修会

平成30年10月29日

「コンプライアンスについて」

講師：元全国都道府県議会議長会事務局次長 内田一夫 氏

「ハラスメントについて」

講師：株式会社インソース 専任講師 永渕貴史 氏

改選後に行われた研修会

令和元年9月19日

「議員のコンプライアンスについて」

講師：元全国都道府県議会議長会事務局次長 内田一夫 氏

(改選後ということもあり、研修内容は平成30年時のものを少しリニューアルしたもの)

令和2年10月9日～

「職場でのハラスメント防止に向けて」

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、テキストによる書面研修

令和4年3月29日

「ハラスメント防止・根絶を図るために」

講師：埼玉県社会保険労務士会川越支部 岡島千秋 氏

令和5年3月17日

「次の市制100年に向けた議会のコンプライアンスについて」

講師：総務部法務室 法務統括監(弁護士) 角田寛人 氏

令和6年3月21日

「ハラスメント根絶条例、議員倫理条例の制定について」

講師：議会事務局長 黒澤博行 氏

	<p>動画上映 基調講演「多様性のある地方議会へ」 講師：駒澤大学法学部教授 大山礼子 氏</p> <p>職員向けハラスメント防止指針・ハンドブックを作成し、相談窓口を庁内と外部に設けた。</p>
視察の様子	 <p>全体写真</p>
	 <p>説明の様子</p>
	
質疑 応 答	<p>質問 被害者のプライバシーの取扱いも大事だが、条例策定に当たってパブリックコメントを行った結果どのようなものがあったか。</p> <p>回答 倫理条例の策定の際にはパブリックコメントを行った</p>

	<p>が、この条例では行っていない。</p> <p>質問 研修の義務があると思うが、講師の選定はどうしているのか。</p> <p>回答 正直、一番大変なところ。時の議長の方向性を伺い決定している。テーマは議長の考え。過去に民間業者にお願いしたこともあったが、議会の組織が分からないと断られた経緯もある。</p> <p>質問 条例制定の効果はあったと思うが、ハラスメントをした側の自覚がないと思われる。研修の中で共通して自覚をするような内容のものはあるのか。</p> <p>回答 株式会社インソースの研修は〇×形式のものだった。受け手によってハラスメントと感じるかどうかという難しい点もあるが、ほかの議員が口に出して注意するようになったのは効果の表れだと感じる。</p> <p>質問 市民へのハラスメントもあるかと思うが、どうカバーしているか。</p> <p>回答 議員が市民から受けたハラスメントは、なかなか解決できない。</p>
委員会所感	<p>【重野委員長】 川越市議会では平成31年3月7日に全国で2番目になるハラスメント根絶条例を制定した。この条例制定は実際に議員によるハラスメントが起きたことがきっかけであったが、議員及び職員もその後の研修会などを通してハラスメントの実際やその防止、コンプライアンスについて学び、資質の向上に努めている様子を感じた。柏崎市議会でも議員倫理条例の中にハラスメントについても記してあったり、コンプライアンス研修を行ったりすることで議員の資質向上に取り組んでいる。条例があるからハラスメント行為はしないというのではなく、現在社会における規範として身に付けておく必要があるものについては、事あるごとに情報の共有と防止策の徹底を図る必要を感じた。</p> <p>【上森委員長】 川越市は全国2番目にハラスメント防止条例を設置した。その経緯や効果、設置後の議会全体での研修の内容を伺った。本市では議会基本条例にハラスメント対策をうたっている。ハラスメント防止条例を制定しなくとも、議会基本条例の中の文言を</p>

強化する、罰則規定などを設ける必要もあるのではないかと感じた。

【持田副委員長】

ハラスメント根絶条例の制定は全国2番目とされる。ハラスメントは人権に関する基本問題であり、人権が大切にされ、多様性が尊重される社会の実現へ今日的には重要課題である。条例は全8条となっているが、「研修」を重視され、条例制定後毎年実施されている。ただ講師をどうするのが大きな課題とのお話しであった。大事なことは、「研修には終わりが無い」として位置付けることではないかと感じた。また、ハラスメントが確認されることは、同時に被害者のプライバシーの確保という重要な側面を持っていることでもある。

【佐藤正典委員】

川越市議会がハラスメント根絶条例の制定に至った経緯は、市職員が議員からハラスメントを受けたとの申入れが発端とのこと。マスコミ報道も含めて、大変大きな反響があったとのことである。その後訴訟となり、川越市議会にも大きく影響を与えるセンセーショナルな事案となっていたが、もしも潜在的にハラスメントが存在していたのなら、根絶させなければ倫理に反する。本事案がハラスメント根絶のための取組のきっかけになったと受け止めたが、しっかりと条例を定めてハラスメントの定義付けをしたことは、根絶に向けた確実な対応であったし、後続くであろう他議会の規範になっていくものと考えて。「これ以上やるとハラスメントになるよ」と議員同士で声を出すようになったとの説明もあったが、こうしたこともハラスメント根絶条例制定の大きな効果であると思う。ハラスメントは、どのような理由があっても決して許されるものではないと肝に銘じていかなければならない。そのことを本視察で改めて認識することができた。

【近藤委員】

ハラスメントは「する側」が無自覚であることに加え、「される側」の受け止め方の個人差、相手に対する感情によって左右される面もあり、非常に難しい問題である。川越市議会では平成30年9月に発生した事案を機に、ハラスメント根絶条例、政治倫理条例を策定した。当該事案はその後訴訟に発展し、ハラスメントがいかにか「する側」と「される側」の認識に差があるのかを表している。ただし、条例制定後、川越市議会においてハラスメント事案は発生していないという。当該事案が大きな教

訓となっていることに加え、ハラスメント確認後の氏名公表等の措置が抑止力として働いているのではないかと。柏崎市議会においては、定期的にコンプライアンス研修を実施した方がよいと思うが、まずは自分自身が他人の尊厳に配慮し、ハラスメントとなるような行動をしないよう気を付けたい。

【田邊委員】

川越市ではハラスメント事由が起こってからの条例制定ということで、はっきりとした項目が挙げられている。個人的には何かあってからの条例制定では遅いような気もするが、そうでないと具体的な事柄が見えてこなかったりするのでは、今回の視察は参考になった。本市でも何かあってからということではなく、議員基本条例にも明記はされているため、改めてということに必要性は感じないものの、ハラスメント条例という具体的なものがあれば、抑止には十分効果を発揮するのだろうと感じた。

【五位野委員】

議員と職員との関係、互いの人間関係、価値観の違いなどによって同じ行為でもハラスメントになることとならないことがあるのが、この問題の難しいところ。川越市議会を始めこれに類する取組は、実際にハラスメントが起きてからの対応である。果たして何もハラスメントが起きていない段階では、研修会などを進めることで十分であるか検証が必要かと考える。

【三宮委員】

普段何気なく使っている言葉や行動がハラスメントとなり、訴訟を経て議員辞職に至ることを肝に銘じ、職員のみならず関係者とのコミュニケーションを工夫していきたい。工夫のためのツールとして会社員時代に学んだ行動心理学の理論（対人関係において出やすいコミュニケーション上の特徴）が使えると思う。ハラスメント防止のための私自身の注意点を明らかにしてみたい。

【相澤委員】

川越市議会では平成30年にハラスメントに関して職員から議会に申入れがあり、その一連の事例を受け、この条例が制定されたとのこと。柏崎市議会においては、議員倫理条例を制定し、地方自治法など公職にあるものに対し適用される法律、その他関係法令に加えて議員倫理基準を定めており、ハラスメントにも対応をしているものと捉えている。現在、あらゆるハラスメントが世の中に出回っており、ややもすると受け手の感じ方だけでハラスメントに認定されかねない状況にもある。加害者あ

るいは被害者になる可能性は誰にでもあり、双方を根絶させるには、ハラスメントに関する知識と倫理観の醸成を目的とした定期的な啓発や研修の実施は大事であると考えている。加えて、互いに声を掛け合うことにより、その後の事案はゼロ（議員－職員間）であるとのことから、日常の良好な関係も重要であると改めて感じた。

【佐藤和典委員】

市職員の「議員からのハラスメントを受けた」との申入れが発端となり、ハラスメント根絶条例の制定に至った。全国で2例目であり、マスコミ報道など大きな反響があったとのことである。その後の展開として訴訟まで進むことになり、ハラスメントも含め根が深い事案であったと推察する。ただハラスメント自体は、どんな状況であれ根絶させなければならない。そのために条例を定めて定義付けをしたことは、議会としては的確な対応であり、全国の議会の模範となる条例となる。ハラスメントは基本、同じ行為でも互いの人間関係や仕事上の立場、価値観の違いなどにより、ハラスメントになる場合とならない場合があると言われている。「これ以上やるとハラスメントになっちゃうよ」と、議員同士で声を掛け合うようになったとの説明があり、こうしたことを通じて、立ち止まれる環境づくりも大切と感じた。

【阿部委員】

全国で2番目に制定された川越市議会のハラスメント根絶条例について、経緯や効果などを学んだ。本来は条例を制定しなくとも是正されなければならないことと考えるが、昨今の社会情勢を鑑みると必要性を感じた。議員として、自分の行動に責任を持ち、襟を正し、市民のために、柏崎市のために働かなくてはならないと再認識した。

【春川委員】

川越市の議員による議会事務局女性職員へのセクハラ・パワハラ行為が議会開催中に発生したことを受け、平成30年9月時点で議会による倫理条例策定会議を設置し、その後研修会を開催し、議員によるハラスメント根絶条例を策定したとのことである。ハラスメントは、双方の感じ方や接し方で異なるのではと思う。当市議会でも実態例を示して研修した方がより効果的に周知できると思う。日常いかに誤解を招かないよう知識を身に付けて行動した方がよいかと思う研修であった。

【真貝委員】

	<p>ハラスメント条例制定は、議会事務局職員からの弁護士を通じた議長への申入れが発端。柏崎市議会は、議会議員倫理条例第4条第5号に「嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。」とうたっているが、ハラスメント防止研修だけではなく防止ハンドブック等の策定、相談窓口の設置などを検討する必要がある。</p>
--	--